（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第四十二条の三　会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、当該監査を受ける会計監査人設置組合の全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一　（略）

二　監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三　会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（会計監査報告の作成）

第四十二条の四　法第四十一条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第三百九十六条第一項後段の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該監査を受ける会計監査人設置組合の理事、経営管理委員及び使用人

二　当該監査を受ける会計監査人設置組合の子会社等（法第十一条の十四第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等及び法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

（削る）

三　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

（計算書類の承認の特則に関する要件）

第四十二条の五　法第四十一条の二第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する会社法第四百三十九条（以下この条において「承認特則規定」という。）の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　承認特則規定に規定する計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。第三号において同じ。）についての会計監査報告の内容に第四十二条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

二　前号の会計監査報告に係る監事の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を妥当でないと認める意見がないこと。

三　承認特則規定に規定する計算書類が第四十二条の二第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

（全国連合会の職務の遂行に関する事項）

第四十二条の三　全国連合会は、前条第一項の規定による特定監事に対する監査報告の内容の通知に際して、当該全国連合会についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、当該監査を受ける特定組合（法第四十一条の二第一項に規定する特定組合をいう。）のすべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一　（略）

（新設）

二　全国連合会の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（全国連合会の監査報告の作成）

第四十二条の四　法第四十一条の二第一項後段の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　全国連合会は、法第四十一条の二第一項に規定する監査を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、全国連合会が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該組合又は連合会の理事、経営管理委員及び使用人

二　当該組合又は連合会の子会社等（法第十一条の十一第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　法第八十七条の二第三項に規定する契約に基づき、当該組合又は連合会の監査を実施した公認会計士等

四　その他全国連合会が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

（決算書類の承認の特則に関する要件）

第四十二条の五　法第四十一条の二第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する会社法第四百三十九条（以下この条において「承認特則規定」という。）の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　承認特則規定に規定する決算書類についての全国連合会の監査報告の内容に第四十二条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

二　前号の全国連合会の監査報告に係る監事の監査報告の内容として全国連合会の監査の方法又は結果を妥当でないと認める意見がないこと。

三　承認特則規定に規定する決算書類が第四十二条の二第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。